

武蔵村山市立小・中一貫校基本計画 (原案)

平成19年2月

武蔵村山市立小中一貫校基本計画策定委員会

はじめに

本市に小・中一貫校を導入するにあたり、これまでの本市の各報告書によると、市立第四小学校と市立第二中学校がその想定校とされている。

そこで本年度は、両校を小・中一貫校とすることを前提に「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会」を設置し、平成22年4月の開校に向けて、その基本計画について検討してきた。本委員会のもとに置かれた、カリキュラム作成部会及び施設整備等検討部会の2つの部会での検討報告を踏まえ、以下に「武蔵村山市立小・中一貫校基本計画」について報告する。

目 次

小・中一貫校設置に当たっての基本的な考え方	1
1 本市における小・中学校連携教育の現状と方向性	1
小・中学校連携教育の現状	1
義務教育制度の課題	1
2 小・中一貫校構想にかかる検討経過	2
3 設置の意義	3
小・中一貫校整備の対象校	4
1 市立第四小学校及び市立第二中学校の現況	4
2 対象校における課題	5
設置にかかる基本的事項	6
1 設置の基本的な枠組	6
設 置	6
設置場所	6
設置形態	6
学区域	6
学 期	6
学校規模（学級数）	6
教職員の配置	7
開校予定年度	8
目指す学校像	9
1 教育目標	9
2 目指す児童・生徒像	9
3 教育課程の特色	9
小・中一貫校の基本カリキュラム	10
1 基本カリキュラム編成の基本方針	10
言語力の育成	10
情報リテラシーの育成	10
キャリア教育	10
心の教育	11
2 重点事項の目標	12
言語力育成の目標	12
情報リテラシー育成の目標	12
キャリア教育の目標	12
心の教育の目標	13

3	基本カリキュラム	1 3
	言語力（育成）カリキュラム	1 4
	情報リテラシー（育成）カリキュラム	1 5
	キャリア教育カリキュラム	1 6
	心の教育カリキュラム	1 7
4	学校運営上の特色	1 8
	学校経営計画の公開	1 8
	学校評価の充実と結果の公表	1 8
	小・中一貫校の施設・整備方針	1 9
1	学校施設整備	1 9
	教室等の整備（配置）	1 9
	その他施設	2 1
	スクールバスの整備	2 1
	駐車場の整備	2 1
	その他検討事項	2 1
2	施設整備及び事業費	2 2
	施設整備計画の概要	2 2
	事業費	2 2
	開校までのスケジュール	2 3
	【資料編】	2 5
1	学校施設整備資料	2 7
	教室等の整備（配置）	2 7
	校舎図面 整備（案）	2 9
	校舎図面 現況	3 1
	校庭図面 整備（案）	3 3
	校庭図面 現況	3 5
2	その他関係資料	3 7
	小学校及び中学校に係る一般的基準と補助基準等	3 7
	平成18年度児童・生徒数及び学級数の状況	3 9
	通学区域一覧（小学校・中学校）	4 0
3	武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会	4 2
	武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会設置要綱	4 2
	武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会検討経過	4 4
	武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会委員名簿	4 5
	カリキュラム作成部会検討経過	4 5
	カリキュラム作成部会部員等名簿	4 7
	施設整備等検討部会検討経過	4 8
	施設整備等検討部会部員名簿	4 9

小・中一貫校設置に当たっての基本的な考え方

1 本市における小・中学校連携教育の現状と方向性

小・中学校連携教育の現状

児童・生徒の個性や能力を伸長させるとともに、基礎的・基本的な学力を十分に身に付けさせるためには、義務教育9年間を通して計画的・継続的な指導を実現させることが大切である。そのためには、小・中学校の教員同士が校種や教科を越えて連携し、児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学力を定着させることができる教育の在り方を、改めて検討する必要がある。

本市においては、中学校区教育推進協議会や小・中ブロック交流会等を活用して、授業参観や交換授業を実施し、小・中学校の教員が協同して学習指導の課題解決に取り組む機会を設けている。今後は、小・中学校の教員による合同研修会や、児童・生徒の学校行事への相互参加などを実施し、更に小・中学校連携教育を推進することが求められる。

義務教育制度の課題

平成17年10月の中央教育審議会による答申『新しい時代の義務教育を創造する』において、義務教育制度の見直しについての見解が述べられている。

この中に、「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。」「学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。」などの記述が見られる。

また、「設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。」とされており、義務教育制度見直しの必要性も指摘されているところである。

本市では、小・中学校連携教育の一層の推進を図るために、その発信校としての役割を果たす施設一体型小・中一貫校を設置することとした。小・中一貫校では、児童・生徒の「人間力」の育成を目指した9年間の系統的・継続的な教育課程のもとで、児童・生徒の発達段階に応じた多様な学びと、個に応じたきめ細かな指導を実現させる。

「人間力」とは…… 人間戦略研究会（内閣府）報告書では、「人間力」を学校教育だけではなく職業生活や市民生活あるいは文化生活など幅広い立場からとらえ、次のように定義している。

「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」

2 小・中一貫校構想にかかる検討経過

本市では、以下のとおり、平成13年度より小・中一貫校の実現に向けて協議・検討を継続的に行ってきた。

本市における、小・中一貫教育にかかる検討は、平成13年度に設置された「幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会」によって示された検討報告で指摘されたことに始まる。この報告書では幼児期からの心の発達に応じた「望ましい習慣の形成」についての提言や、幼（保）・小・中学校の連携の在り方及び具体策が述べられている。

平成14年度には、「学校特色化推進プラン検討委員会」において小・中一貫校の実現に向けて解決すべき課題が提示され、翌平成15年度には、「21世紀における学校のあり方に関する懇談会」において、市立第四小学校と市立第二中学校の2校を想定し、小・中一貫校の実現に向けた検討が行われた。

さらに、平成16年度には、「小・中一貫校検討委員会」を設置し、教育課程の在り方について検討を行い、平成17年度に小・中一貫校設置の意義や特色並びに推進体制等に関する検討報告書「武蔵村山市立小・中一貫校の構想について」が提出された。

〔検討経過〕

年度	検 討 内 容
13	武蔵村山市幼（保）・小・中学校の連携のあり方検討委員会 幼児期からの心の教育の観点から「心の発達と幼（保）・小・中学校の役割」 「望ましい習慣の形成」に関して検討・報告
14	武蔵村山市学校特色化推進プラン検討委員会 小・中一貫校の実現に向けた解決すべき課題について提示
15	21世紀における学校のあり方に関する懇談会 第四小学校、第二中学校の2校を想定し、14年度の課題解決の方途を協議

16	武蔵村山市小・中一貫校検討委員会 過去2年間の協議結果を踏まえた教育課程のあり方を検討・報告
17	武蔵村山市小・中一貫校検討委員会 小・中一貫校設置のための推進体制の検討、「武蔵村山市立小・中一貫校の構想について」報告
18	武蔵村山市小・中一貫校基本計画策定委員会 「カリキュラム作成部会」「施設整備等検討部会」の両部会を設置し、「小・中一貫校基本計画（原案）」報告

3 設置の意義

平成14年度に「学校特色化推進プラン検討委員会」において、本市の現状を踏まえた特色のある新しいタイプの学校として、小・中一貫校についての検討が行われた。

この委員会からの報告書「特色ある学校づくり推進プラン」の中で、小・中一貫校設置の意義について、以下の4点が述べられている。

義務教育期間（9年間）に計画的、継続的な教育指導を行うことにより、子どもたち一人一人の興味や関心、学習意欲等に基づいたきめ細かい指導が可能となり、子どもの個性や能力を伸ばすことができる。

現代の子どもたちの実態（発達）に応じた弾力的な教育課程の編成を行ったり、小学校段階から教科担任制を導入したりするなど、創意工夫を生かした教育を展開できる。

小学1年生（6歳）から中学3年生（15歳）までの異年齢の子どもたちが共に生活することにより、豊かな人間性や社会性を育成することができる。

小・中学校の教職員の一体化した指導が実現し、様々な生活指導上の課題に的確かつ迅速な対応を図ることができる。

小・中一貫校整備の対象校

1 市立第四小学校及び市立第二中学校の現況

基本項目

項目	市立第四小学校	市立第二中学校
開校記念日	昭和41年4月1日	昭和41年4月1日
児童・生徒数	266名(H18.5.1現在)	141名(H18.5.1現在)
学級数	11学級(通級の日本語学級含む。)	6学級(固定の特別支援学級含む。)
教職員数	28名	41名
地域特色	<p>・都営村山団地地区と大南地区</p> <p>保護者は教育に対する関心が高く、協力的。共働きの家庭が多い。児童は明るく、子どもらしさがあり活動的。体力の養成と心の強さ、積極性、自己表現の育成等を目指している。</p>	<p>・都営村山団地地区と大南地区</p> <p>特別支援「心身障害(知的固定)(10組)」学級が設置され、普通学級との交流をはじめ、多様な教育活動を行っている。在校生の大部分は第四小学校出身である。合唱コンクールや運動会などの各種行事では生徒主体で運営、生徒の自主性が育ちつつある。</p>
目指す学校像	<p>未来に向かってたくましく生きる力をはぐくむ、「心のふるさと」になる学校を目指す。</p> <p>夢と希望をはぐくむ</p> <p>「思いやり」「確かな学力」「基礎基本の徹底」</p> <p>美しい学校</p> <p>「言葉遣い」「掲示物」「花いっぱい」「ゴミのない」</p> <p>「地域・家庭・保護者」との連携の推進</p> <p>小・中一貫教育</p>	<p>学校選択制、2学期制をさらに生かし、生徒が登校する喜びを感じられる魅力ある教育活動の推進を図る。</p> <p>人間教育の推進や人間性や社会性及び克己心の育成を進め、広く豊かな心をもち、たくましく生きる生徒の育成を重点事項とする。</p> <p>学習面では、基礎・基本の定着と発展を目指し、学習に対する関心・意欲・態度を高めるために基本的な知識や技能の習得、発展的学習や技能の開発を個に応じた指導・支援する。さらに知・徳・体のバランスのとれた教育活動を通じて生徒の自己実現を図る。</p>
教育目標	人間尊重の精神を基調とし、知性、	よく考え、しっかり判断し、正し

	感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かな児童の育成を図る。 健康で情操豊かな子ども 自らよく考え、やりとげる子ども 決まりを守り、社会性に富んだ子ども 友だちと仲よく、力を合わせて働く子ども	く行動できる生徒になる。 自ら進んで学習に取り組む生徒になる。 健やかで心豊かな思いやりのある生徒になる。
--	--	---

敷地の面積

項 目	建物敷地㎡	運動用地㎡	借地面積㎡	敷地面積㎡の計
市立第四小学校	5,267㎡	5,644㎡	2,030㎡	12,941㎡
市立第二中学校	3,428㎡	7,486㎡	1,148㎡	12,062㎡
計	8,695㎡	13,130㎡	3,178㎡	25,003㎡

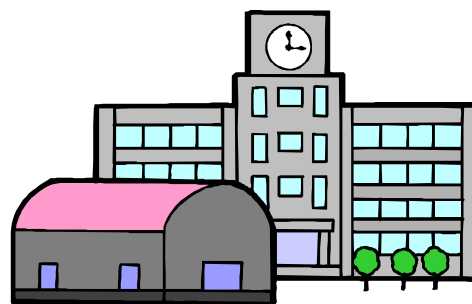
2 対象校における課題

両校とも、都営村山団地開設にともなって開校した学校である。しかし、現在は同団地の高齢化が進み、児童・生徒数が減少し、小規模校化しており、この傾向は、今後さらに進むことが予想される。

そうした現状の中で、小規模校のデメリットとして児童・生徒の人間関係が固定化される傾向にあり、ひとたび人間関係が崩れると修復することが困難になる場合が見られる。いじめや仲間はずれなどのトラブルから不登校になるケースも報告されている。また、少人数の固定した人間関係の中で、競争意識が育ちにくいという側面もある。

さらに、小規模校の市立第二中学校では、部活動が活性化しないという現状がある。顧問となる教員が確保できないという課題もある。中学校選択制を採用している本市にとっては、市立第二中学校の部活動の状況が、選択されない理由に結びつくことも考えられる。

市立第四小学校と市立第二中学校が小・中一貫校となり、「人間力」を育てる学校として教育活動を行い、本市にある他の小・中学校に対して、小・中連携教育の発信校となることは、大いに意義のあることと考える。



設置にかかる基本的事項

1 設置の基本的な枠組

設 置

市立第四小学校、市立第二中学校を統合して、新たに施設一体型小・中一貫校を開設する。

設置場所

東京都武蔵村山市緑が丘1,460番地

設置形態

小・中一貫校の校舎は、小学校、中学校一体型とする。

学区域

市立第四小学校及び市立第二中学校の指定する学区域を基本とする。

ただし、小・中一貫校は、選択制として市全域からの受け入れを認めるものとする。

(参考：平成19年4月1日現在の学区域)

《市立第四小学校》

大南三丁目の一部(73番地から78番地まで、80番地及び81番地)、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部(都営村山団地の6号棟から32号棟まで、42号棟から44号棟まで、及び1102号棟から1114号棟まで)の区域。

《市立第二中学校》

大南三丁目の一部(73番地から78番地まで、80番地及び81番地)、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部(都営村山団地の6号棟から69号棟まで、及び1101号棟から1114号棟まで)の区域。

学 期

二学期制とする。

学校規模(学級数)

通常の学級数は30学級とし、ほかに日本語学級及び特別支援学級を設置する。

1～6年生(現行小学校1～6年生)は、各学年3学級。

7～9年生(現行中学校1～3年生)は、各学年4学級。

日本語学級(通級)及び特別支援学級を配置。

(参考1:市立第四小学校及び市立第二中学校の児童・生徒数及び学級数 H18.5.1現在)

市立第四小学校 ・児童数266名、学級数11学級(日本語学級含む)

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	日本語学級	計
クラス数	1	2	2	2	1	2	1	11
在籍者数	35	49	42	49	37	54	(17)	266

()は通級児童数、在籍者の計に含まない。

市立第二中学校 ・生徒数141名、学級数6学級

項目	1年	2年	3年	特別支援(心障)学級	計
クラス数	1	2	2	1	6
在籍者数	39	45	49	8	141

[参考2:学校標準規模等について 小・中学校共通(昭和59年文部省教育助成局より)]

- ・過少規模 5学級以下
- ・小規模 …… 6学級以上 11学級以下
- ・適正規模 …… 12学級以上 18学級以下
- ・準適正規模 …… 19学級以上 24学級以下
- ・大規模 …… 25学級以上 30学級以下
- ・過大規模 …… 31学級以上

学校規模(一般的基準) 学校教育法施行規則第17条・第55条

教職員の配置

通常の学級数を30学級〔1～6年生18学級(各3学級)、7～9年生12学級(各4学級)〕のほか、日本語学級及び特別支援学級を設置することを前提にした基本的な教職員の配置は、現段階では以下とすることが望ましい。

ただし、教職員の配置については、東京都小学校及び中学校教職員定数配当基準により配置されるので、今後、東京都と協議することとする。

管理職 (校長1名、副校長3名)

小・中一貫校の管理職配置については、校長1名、副校長3名が望ましい。校長は学校の総責任者として小・中一貫校経営の全てを総括する。副校長は、校務全般及び教務の統括と生活指導系分掌及びキャリア教育を含む進路指導系分掌の総括、また小・中別の担当校務によってその役割を担う。

主幹職 (小学校籍2名、中学校籍3名)

現在、通常小学校では主幹職 2 名、中学校では 3 名配置を標準としている。

小・中一貫校の主幹職においても、標準配置数と同様に、小学校籍の主幹職 2 名、中学校籍の主幹職 3 名の計 5 名配置が望ましい。副校長の下で、教務主幹 2 名、生活指導主幹 2 名、進路指導主幹 1 名の分掌等を予定している。

教諭職

現在、通常小学校では学級担任制、中学校では教科担任制をとっている。

小・中一貫校においては、低学年部（小学 1 年生から小学 4 年生までの 4 学年）までは学級担任制をとり、中学年部（小学校 5 年生から中学校 1 年生までの 3 学年）以上は教科担任制をとることを想定している。教科担任制をとる学年においても、学級担任教諭の配置は必要である。

また、音楽、図画工作、美術、技術・家庭については、小学校籍・中学校籍複数配置が望ましい。

養護教諭職（2 名）

現在、通常小学校では養護教諭職 1 名、中学校 1 名を配置しているが、小・中一貫校においても 2 名の配置が望ましい。6 歳から 15 歳までの児童・生徒の心身の発達段階の違いに対応する必要があるためである。

スクールカウンセラー（1 名）

現在小学校には配置がなく、中学校に週 1 日配置されている。

小・中一貫校においては、臨床心理士資格を有するスクールカウンセラー 1 名の配置が望ましい。

図書館司書（1 名）

現在、教諭の中で司書教諭免許を持つ者が学校図書館の司書の役割を担っている。小・中一貫校においては専任の図書館司書を配置することにより、学校図書館の充実及び地域への開放が可能となる。

事務職員（都事務職員 2 名、市事務職員 2 名）

現在、各校に都事務職員 1 名、市事務職員 1 名配置されている。

小・中一貫校においては、都事務職員 2 名、市事務職員 2 名の配置により、学校事務の効率化が図られる。

学校用務職員（2 名）

現在、各校 1 名の配置である。小・中一貫校においては、2 名配置が望まれる。

開校予定年度

平成 22 年度 4 月を開校予定とする。

目指す学校像

1 教育目標

豊かな感性と知性をはぐくみ、心身ともにたくましく、自立した一人の人間として、力強く生きていける総合的な力を身に付けた児童・生徒を育成する。

2 目指す児童・生徒像

教育目標に示した「人間力」を具えた児童・生徒像を、「知的能力」「対人関係力」「自己制御力」の3要素を総合的にバランスよく身に付けた児童・生徒ととらえ、各要素の具体的な児童・生徒像を以下のように設定する。

基礎学力や専門的な知識・ノウハウをもち、自ら継続的に高めていく能力やその応用力を身に付けた児童・生徒 【知的能力】

コミュニケーションスキル、リーダーシップ、公共心、規範意識、他者を尊重し互いに高め合う力を身に付けた児童・生徒 【対人関係力】

以上の要素を発揮するための意欲、忍耐力、自分らしい生き方や成功を追求する力を身に付けた児童・生徒 【自己制御力】

3 教育課程の特色

9年間を通して「人間力」を育成する視点から、「言語力の育成」「情報リテラシーの育成」「キャリア教育」「心の教育」を重視し、学校の特色を生かしたカリキュラムによる教育活動を展開する。

9年間の系統的・継続的な教育課程のもとで、子どもの発達段階に応じた多様な学びと、個に応じたきめ細かな指導を実現し、本市の推進している小・中連携教育の発信校とする。

1 基本カリキュラム編成の方針

本市の小・中一貫校は、「社会を構成し、運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力(「人間戦略研究会報告書」平成15年4月)」である「人間力」の育成を目指している。

カリキュラムの編成に当たっては、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、義務教育9年間の全教育課程を通じて「人間力」を育成するために、「人間力」を構成する3要素の観点から、教科横断的な4つの重点事項を設定した。

平成18年度は、それぞれの重点事項ごとに分科会を設置し、「基本カリキュラム」を編成することとした。

(1) 言語力の育成

「言語力」は、すべての教科・領域における学力の基盤となる力である。

「ことば」を上手に使いこなせるようにすることにより、読解力やコミュニケーション能力を向上させることが求められている。「ことば」の学習を通して、「確かな学力」を身に付けさせるとともに、豊かな感性や情緒をはぐくむことが大切である。

(2) 情報リテラシーの育成

社会の変化に対応して主体的に生きていくためには、児童・生徒の「情報リテラシー」の育成が欠かせない。

大量に溢れる情報の中から必要で有用な情報を選択し活用する能力を育てるために、9年間の発達段階に応じて、「情報知」「情報センス」「情報マインド」を系統的に指導する。それにより、知識基盤社会に生きる「人間力」を育成していくことが大切と考える。

(3) キャリア教育

「働くこと、生きること」への意欲、自立意識や目的意識等を培い、職業人として必要な基礎的・基本的な資質や能力を身に付けることは極めて重要な教育課題である。

児童・生徒に望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に進路を選択する能力や態度を育成することを目指し、9年間を通して、組織的・系統的なキャリア教育を実現する。

(4) 心の教育

「人間力」の定義である「社会を構成し運営する自立した人間」を形成する規範意識や公共の精神は、計画的・継続的な指導を通して初めて身に付くものである。

家庭や社会に対する感謝の気持ちや、自他の生命を尊重する態度を重視するとともに、進んで自らの役割を果たして社会に貢献しようとする態度をはぐくむ心の教育を重視する。

各分科会においては、「基本カリキュラム」の作成に当たり、9年間を、「小学校1・2年生期」「小学校3・4年生期」「小学校5・6・中学校1年生期」「中学校2・3年生期」の4つの期間に区切り、各発達段階に応じて、具体的な目標を達成するための学習内容を検討した。

平成19年度以降は、今年度作成された基本カリキュラムを、各教科・領域に位置付けるために、各教科等カリキュラムを作成する予定である。

2 重点事項の目標

言語力育成の目標

母国語としての「日本語」への意識を高め、「ことば」を大切にしながら上手に使いこなすことができる。

【具体的目標】

ア 知的能力

- 「ことば」は、思いを伝えたり、考えや感情を表現したりする基盤であることを理解する。

イ 対人関係力

- 相手や場に応じて、説得力のある「ことば」で話す。
- 自分の思いや考えを、効果的な「ことば」を用いて論理的な文章で表現する。
- 相手の立場や考えを尊重する「ことば」を用いて、対話や討論する。

ウ 自己制御力

- 人の話を聞いたり文章を読んだりして、その人の気持ちや思いが表れている美しい「ことば」に関心をもち、自分の表現に生かす。
- 読書を通して、感動や共感した「ことば」を吟味し、自分の生き方に結び付ける。

情報リテラシー育成の目標

情報や情報メディアの特性を知り、情報を上手に使いこなすことができる。

【具体的目標】

ア 知的能力

- 情報の意味とその種類や形態の違いについて理解する。
- 情報やメディアの働きとその特性について理解する。

イ 対人関係力

- 情報の大切さを自覚し、責任もてる情報を発信する。
- 相手の気持ちを考えて、情報を受信したり発信したりする。
- 目的や課題によって、情報メディアを正しく選択し、活用する。

ウ 自己制御力

- 情報の価値を大切にし、尊重する。
- 情報の安全を保つための方法を理解する。

キャリア教育の目標

生き方や進路に関心をもち、望ましい職業観や勤労観を身に付けることができる。

【具体的目標】

ア 知的能力

- 職業や職種についての知識を身に付ける。
- 勤労の意味と大切さを理解する。

イ 対人関係力

- 職場体験（疑似体験）における様々な人とのかかわりの中で、自己の役割を果たす。
- 職場体験（疑似体験）を通じて、自分に合った職業や職種を選択する能力を身に付ける。

ウ 自己制御力

- 自分の生き方を、職業や職種と結び付けようとする。

心の教育の目標

家庭や社会の一員として、互いに尊重し、感謝の気持ちを持ち、正しい規範意識を身に付けることができる。

【具体的目標】

ア 知的能力

- 家庭、学校、社会には、きまり（規範）がある理由を理解する。
- 生命の大切さや自他を尊重することの意味について考える。

イ 対人関係力

- 互いのよさを認め合って、よりよい人間関係を築く。
- 感謝の気持ちをもって、他人、家庭、社会のために、自分にできることをする。

ウ 自己制御力

- 年上の人や友達に対して、礼儀正しく接する。
- 集団（家庭、学校、社会）の中で、正しく判断し、自立して行動する。
- 集団（家庭、学校、社会）における自分の役割を自覚し、奉仕活動を行う。

3 基本カリキュラム 《次頁以降に記載》

言語力（育成）カリキュラム

情報リテラシー（育成）カリキュラム

キャリア教育カリキュラム

心の教育カリキュラム

(1) 言語力(育成)カリキュラム

小・中一貫校の目標
豊かな感性と知性をはぐくみ、心身ともにたくましく、自立した一人の人間として、力強く生きていける総合的な力を身に付けた児童・生徒を育成する。

言語力育成の目標
母国語としての「日本語」への意識を高め、「ことば」を大切にしながら上手に使いこなすことができる。

学 習 内 容					
要素	発達段階 具体的目標	小学校1・2年生	小学校3・4年生	小学校5・6・中学校1年生	中学校2・3年生
		言語を正しく使う力を身に付ける	言語を分かりやすく使う力を身に付ける	言語を効果的に使う力を身に付ける	言語を論理的に組み立てて使う力を身に付ける
1 知的能力	(1) 「ことば」は、思いを伝えたり、考えや感情を表現したりする基盤であることを理解する。	基礎的な語や文の働きと活用 文字の種類(ひらがな・カタカナ・漢字) 主語と述語(意味のまとまり) 文節(意味の伝達)と句読点	中心となることばの理解と活用 地図の案内(方角・目印・距離など) 招待状(日時・場所・内容・注意点など) 段落の要点を示すことば(キーワード)	ことばの意味と伝えようとする人の気持ちとの関係の理解と活用 ことばの意味と、気持ちとの関係(表現方法と本心) 誇張された表現と意図(コマーシャル・宣伝文)	引用や用例、比喩の理解と活用 引用のことば 用例のことば 比喩表現(レトリック) 事実と感想や意見を表すことば
2 対人関係力	(1) 相手や場に応じて、説得力のある「ことば」で話す。	文末のことばへの注目 語尾の明確化(「～です」「～だと思いません」など) 意志の明確化(「はい」「いいえ」「分かりました」「分かりません」など)	事柄の順序や要点を示すことばへの注目 要点の意識化(「このように」「つまり」など) 順序の意識(「まず」「次に」「そして」「第一に」「第二に」など)	効果的な事例の引用や理由・根拠の明確化 考えの明確化(「～である」「～だと思う」など) 引用表現(「～によれば」「～から考えると」など) 接続語の意識(「そして」「しかし」「けれども」など)	構成の工夫、簡潔明瞭な表現 話の導入の工夫(相手を引き付ける内容) 伝えたい内容に即した適切な事例(体験・経験を効果的に挿入)
	(2) 自分の思いや考えを、効果的な「ことば」を用いて論理的な文章で表現する。	具体的なことばによる表現 擬態語・擬声語の活用(「バタン」「ヒューヒュー」など) 助詞の正確な使用(「は・へ・を・に」など)	大事なことばを意識した表現 たとえの表現の活用(「まるで～のようだ」など) 副詞の活用(「ふわふわ」「ごつごつ」など) 指示語の理解(「こそあど」言葉)	効果的なことばによる表現 強調表現の活用(倒置法・体言止めなど) 慣用句やことわざなどの引用	論理的に筋の通った表現 事実と意見の区別 頭括・尾括の工夫(「私は～と思います。なぜなら～」「～のことから、私は～と思います」など)
	(3) 相手の立場や考えを尊重する「ことば」を用いて、対話や討論する。	相手を見て話を終わりまで聞く態度と、話題からそれない対話 相手の意識化(「発表します」「質問はありませんか」など)	誠実な態度で聞く態度と、話題を広げ、深める対話 話形の定着(「～だと思えます」「理由は～です」など)	意見を公平に聞く態度と、賛成、反対の理由を明確にする討論 相手の意見を受けての発言(「～さんの～に対して賛成(反対)です。理由は～です」など)	文献や根拠(データ)に基づいた筋道立った討論 根拠の複数化(「理由は二つあります」など) 相手の意見に対する気遣いのことばを添えた自分の意見の主張
3 自己制御力	(1) 人の話を聞いたり文章を読んだりして、その人の気持ちや思いが表れている美しい「ことば」に関心をもち、自分の表現に生かす。	気持ちや様子が表れていることばや文の視写・音読・暗誦 できごとの文 様子の文 詩	気持ちや場面の様子の表し方、説明の仕方などの表現の模倣・習得 人物の気持ち(朗読・暗唱を通して) 場面の様子(朗読・暗唱を通して) 説明の順序、中心となることば(はじめに・次に・それから・また・最後になど、キーワードを考えて)	心理描写、情景描写、説得力のある説明の仕方の習得 心理描写(物語から) 情景描写(物語や説明文から) 事例の取上げ方(説明文から) 俳句・短歌・古文など(朗読・暗唱を通して)	体験談から共感・感動したことばの引用と自分の表現の工夫 美しい、感動・共感したことば集め ことばの引用(科学者・文学者・スポーツ選手などの言葉や文章から) 自分なりの比喩(感動を与えたり説得力のある表現)
	(2) 読書を通して、感動や共感した「ことば」を吟味し、自分の生き方に結び付ける。	絵本や童話への興味・関心 会話や動作を表したことばへの注目 読んだ内容の身体表現(動作化)	物語や科学的な読み物への興味・関心 感動・共感したことばへの注目 興味・関心をもった事柄に関する表現への注目	伝記や歴史の読み物への興味・関心 生き方についての共感 偉人なことばへの関心と自分の生き方の振り返り(勇気付けられた言葉の相互紹介)	社会問題を扱った読み物への興味・関心 共感したことばとの出会い(座右の銘) 読書による職業意識の向上(社会についての洞察と自己の在り方の模索) 批判的な読み方による自己の高揚(新聞の社説の読み比べ)

(2) 情報リテラシー（育成）カリキュラム

小・中一貫校の目標
豊かな感性と知性をはぐくみ、心身ともにたくましく、自立した一人の人間として、力強く生きていける総合的な力を身に付けた児童・生徒を育成する。

情報リテラシー育成の目標
情報や情報メディアの特性を知り、情報を上手に使いこなすことができる。

学 習 内 容					
要素	発達段階 具体的目標	小学校1・2年生	小学校3・4年生	小学校5・6・中学校1年生	中学校2・3年生
		情報に関心をもつ	情報活用の基礎を身に付ける	基本的な情報行動能力を身に付ける	応用的な情報行動能力を身に付ける
1 知的 能力	(1) 情報の意味とその種類や形態の違いについて理解する。	身の回りの情報の種類 ことば、文字 パーコード(ノート等) 絵、図、写真 QRコード(携帯) 映像(テレビ) 信号	身の回りの情報の整理 ことば、文字と写真、絵、映像、記号の違い 体験情報とメディア(誰かがつくった情報)から得た情報の違い	情報の形態による整理 文字・記号情報と絵図・映像情報(非言語) 現実情報とネット仮想情報 ネット情報の信頼性	情報のコンピュータとの関係による整理 意味的情報と形式的情報 アナログ情報とデジタル情報
	(2) 情報や情報メディアの働きとその特性について理解する。	身の回りの情報メディアの種類 話しことば、絵、書籍(本)など マーク探し(信号機調べなど)	身の回りの情報メディアの整理 新聞や本などとTV・ラジオとの違い 手紙とメールの違い	情報の信頼性と特性 テレビの情報の信頼性 ネット情報の信頼性 新聞情報の信頼性	情報の特性の考察 情報の非消費性(消滅しない) 情報の非移転性(手元に残る) 情報の信用価値性(発信者の信頼性) 情報の非対称性(発信者の意図どおりに伝わらない)
2 対人 関係力	(1) 情報の大切さを自覚し、責任もてる情報を発信する。	情報の中身の大切さ よく考えること よく調べること	情報の中身の確認と発信 確かな情報の発信 学級のホームページ作成	根拠の明確化と情報発信 学校のホームページを作成(更新作業を含む)	複数の情報源による比較と確信のある情報発信 情報源の信頼性の確認 学校のホームページの改善
	(2) 相手の気持ちを考えて、情報を受信したり発信したりする。	受け手を意識した発信 相手に分かりやすい伝達 相手の気持ちを傷つけない表現(発信)	受け手の気持ちを考えた発信 友達(同級生)へのメール送信 友達からのメールへの返信	相手の立場や自分との関係(マナー)を考えた発信 先生や親へのメール送信と返信 友達(上級生・下級生)へのメール送信と返信	会ったことのない人への発信 他校の友達へのメール送信と返信 外国の友達へのメール送信と返信
	(3) 目的や課題によって、情報メディアを正しく選択し、活用する。	親や先生、友達からの話 見たり、聞いたりしたことへの関心 簡単なメモ	身近なメディアからの情報 事典や年鑑(図書室) 映像(DVD、VTR、CD)	目的にあった情報や手段の選択 情報源に対応した情報メディア(手段)の選択	複数の情報手段の選択と情報収集 課題にあった情報の整理 自分の意見の付加
3 自己 制御力	(1) 情報の価値を大切にし、尊重する。	自分の作品の大切さの理解 自分で考えた作品の製作 自分の作品への記名	他人の作品の尊重 人の作った作品や人の写っている写真の使用の許可 他人の文や絵の許可による使用	他人の著作物の尊重 著作権者の了承 調べ学習や発表学習における「引用」のルール	知的所有権の尊重と適法な著作物の利用 作文やレポートにおける適法な「引用」 知的財産権(商標権)の尊重(運動会等の学校行事)
	(2) 情報の安全を保つための方法を理解する。	人に知られたくない情報 自分や相手の知られたくないこと 知らない人からの質問	自己に関する情報 自分の氏名、顔写真、生年月日、住所、電話など 親の氏名、年齢、住所、携帯電話、職業など 個人情報の管理	個人情報の安全管理 ネットで知り合った相手に対する個人情報(氏名、住所、電話番号、学校名など)の管理 チェーンメールの無視 チャットやメールの適度な使用	個人財産の安全管理 ネット懸賞の無視 ネット販売のルール(親と相談) ネット上の他人の著作物のコピー(ダウンロード)の違法性 ウイルス対策ソフトの使用
コンピュータ・ソフトの活用		・コンピュータの起動、終了 ・お絵かきソフト ・マウスの操作	・ワープロソフト ・画像ソフト	・ホームページ作成ソフト ・プレゼンテーションソフト	・データベース ・表計算ソフト

(3) キャリア教育カリキュラム

小・中一貫校の目標
豊かな感性と知性をはぐくみ、心身ともにたくましく、自立した一人の人間として、力強く生きていける総合的な力を身に付けた児童・生徒を育成する。
キャリア教育の目標
生き方や進路に関心を持ち、望ましい職業観や勤労観を身に付けることができる。

学 習 内 容					
要素	発達段階 具体的目標	小学校1・2年生	小学校3・4年生	小学校5・6・中学校1年生	中学校2・3年生
		身近な仕事に興味をもつ	仕事を分担し役割の大切さを知る	職業観や勤労観の基盤を身に付ける	望ましい職業観や勤労観を身に付ける
1 知的能力	(1) 職業や職種についての知識を身に付ける。	身近にいる人たちの仕事の種類 お店の仕事 学校の人の仕事	地域で働く人たちの仕事の種類 農家で働く人々(農業) 商売をする人々(商業) 会社で働く人々(製造業など)	職業・職種の関連性 健康面(医師・看護師・薬剤師・レントゲン技師・臨床心理士など) 教育面(教師・臨床心理士・医師・警察官・教材産業など)	産業・経済等の変化と職業・職種 情報産業(マスコミ、IT産業など) サービス産業(介護、福祉など)
	(2) 勤労の意味と大切さを理解する。	家の手伝いや係の仕事の大切さ 食後の片付け(自分の食器は自分で) 新聞取り(家族のために) 学級の係(学級のための)	学級における係活動や当番活動などの役割や意義 学級の中の各係活動の役割 役割を果たす意味	学校における児童会・生徒会活動や委員会活動などの役割や意義 児童会・生徒会活動の役割 各委員会活動の役割 役割を果たす意味	職業の社会的役割や意義、勤労の大切さ 職業の社会的役割、意義 社会を支える勤労の意義
2 対人関係力	(1) 職場体験(疑似体験)における様々な人とのかかわりの中で、自己の役割を果たす。	手伝いや当番活動などにおける家族・友達との関係 楽しい食事と後片付け 友達といっしょの係活動	係活動の役割の自覚と責任ある行動 係活動の仕事の分担 実行の大切さ	異年齢集団における仕事の分担・役割と責任の自覚 縦割り班(1～9年編成)による清掃活動 学校行事(全校)における役割分担	職業体験による、職業に対する自己の役割と責任の自覚 勤労の喜び・苦労の体験 職業の大切さ・責任の自覚
	(2) 職場体験(疑似体験)を通じて、自分に合った職業や職種を選択する能力を身に付ける。	自分のやってみたい仕事の選択 手伝い、係活動に挑戦 自分のやってみたい仕事	自分に合う係活動の選択と目標の実現 係活動の選択理由の発表 係活動の継続した実行	学校生活向上のため、自分に合った仕事 ・役割の選択 興味あるクラブ活動とその意義 自分に合う委員会活動とその意義	自分に合った職業・職種への関心 職業体験と、興味・関心のある職業・職種 自分の生き方に合った職業・職種
3 自己制御力	(1) 自分の生き方を、職業や職種と結びつけようとする。	自分の好きなことの手伝いや係活動への生かし方 生き物の世話 食事の手伝い 印刷物の配布	自分の得意分野の係活動への生かし方 掲示係 体育係 保健係	将来の職業と、日常生活における努力 医師(野口英世の努力) 会社経営者(ゲストティーチャーの話 職業に対する夢(学習の意義)	将来の職業に対する進路計画 自分の生き方 生き方に合う職業・職種 進路計画と学習の意義

(4) 心の教育カリキュラム

小・中一貫校の目標
豊かな感性と知性をはぐくみ、心身ともにたくましく、自立した一人の人間として、力強く生きていける総合的な力を身に付けた児童・生徒を育成する。
「心の教育」の目標
家庭や社会の一員として、互いに尊重し、感謝の気持ちを持ち、正しい規範意識を身に付けることができる。

		学 習 内 容			
要素	発達段階 具体的目標	小学校1・2年生	小学校3・4年生	小学校5・6・中学校1年生	中学校2・3年生
		生活習慣・行動規範・対人関係の基礎を身に付ける	よりよい生活習慣・行動規範・対人関係を築こうとする態度を身に付ける	集団や社会における主体的・実践的行動力を身に付ける	積極的に社会に貢献する態度・公共心を身に付ける
1 知的能力	(1) 家庭、学校、社会には、きまり(規範)ある理由を理解する。	家庭や学校の「きまり」の理解と実践 基本的生活習慣(早寝・早起き・朝食) 集団生活(時間の遵守・持ち物・学習のきまり)	社会の「きまり」や公共意識の理解と実践 交通ルール 公共施設の利用上のきまり(公園・乗り物・図書館等)	法律の理解や人権と責任・義務の認識 豊かな日常生活と社会生活上のルール 法の遵守と社会秩序 人権の尊重と責任、義務	法律の意味や道徳心の重要性の理解 法律と道徳心の関係 自由と規律の関係
	(2) 生命の大切さや自他を尊重することの意味について考える。	自分が大切に思われていること 家族の願い の2 生き物の生命の体感 動物の飼育	自他の違いの理解 自分の考えと友達の考えの違い 年齢による違い(お年寄りとのかかわり)	互いを尊重して生きる大切さの理解 受け継がれる生命 生命の有限性(身近な人の死・病気や事故)	支えあって生命が続いていくこと の理解 社会貢献の意味 人と人、人と自然とのかかわり
2 対人関係力	(1) 互いのよさを認め合って、よりよい人間関係を築く。	友達との関係づくり 親切・思いやり 約束	友達との協力と学級の一員としての かわり 自分の役割 話し合いによる活動	集団における人間関係形成 公正・公平な態度 相手の立場の尊重	励まし合いと高め合いによる人間 関係形成 差別と偏見 共生 切磋琢磨
	(2) 感謝の気持ちをもって、他人、家庭、社会のために、自分にできることをする。	家族や身近な人への感謝 言葉かけ 態度	自分を支えてくれる人たちへの感謝 教師に対する態度 地域で世話になっている人たち(スポーツの指導者など)に対する態度	奉仕活動等を通じての感謝 学校内での奉仕活動(委員会など) 地域での奉仕活動(清掃など)	福祉活動を通じての感謝 年長者とのかかわり 地域の福祉活動への参加 福祉施設等の訪問
3 自己制御力	(1) 年上の人や友達に対して、礼儀正しく接する。	返事やあいさつの励行 「はい」「おはようございます」「ありがとう」など	礼儀正しい話し方や聞き方 相手に応じたあいさつ(年上と友達のちが い) 話し方・聞き方の態度	目的や場、相手による礼儀・態度 儀式的行事での礼儀正しい態度 年上の人たちに対する礼儀正しい態度	公共の場における礼儀・態度 各種行事の場での礼儀正しい態度 公衆の場における態度
	(2) 集団(家庭、学校、社会)の中で、正しく判断し、自立して行動する。	家庭や学校生活におけるきまりの遵守と自立 きめられたこと(宿題・学習の準備) 集団行動(始業・集合・整列) 皆で使う物の扱い方(丁寧な扱い・片付け・整理整頓)	集団生活における仲間意識と自律心 集団生活における譲り合い 集団生活における自己表現(自分の考え・意見発表) 集団に左右されない善悪の判断	学級・学校への所属感と規範意識 学級の目標と自己の目標の関連 集団の中で自分が生かされる役割分担(特技や趣味の生かし方) 集団活動を通じての規範意識の向上	集団の規律と自己の価値観 集団規律の遵守と積極的行動 自己理解に基づく価値観の形成(自己の在り方・生き方)
	(3) 集団(家庭、学校、社会)における自分の役割を自覚し、奉仕活動を行う。	家庭や学級での役割意識 家庭での自分の役割(手伝い) 学級での自分の役割(当番や係の活動)	家庭や学級における自分の仕事の遂行 家庭における継続した仕事 学校における責任のある活動(自主的創造的な係の活動)	学校や地域社会における役割の遂行 委員会・児童会・生徒会の活動 学校行事の係活動 地域ボランティア活動	学校や社会におけるリーダーとしての自覚と責任感 学校におけるリーダー 地域の諸活動におけるリーダー

4 学校運営上の特色

小・中一貫校の特色や意義を広く市民に周知するとともに、地域に開かれた信頼される学校を実現するために、以下のように学校経営計画の公開と、学校評価の公開を実施する。

学校経営計画の公開

小・中一貫校の校長は、各年度における学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の目標と、これを達成するための具体的方策及び数値目標を示す「学校経営計画」を策定する。これを、保護者や地域住民に公表するとともに、ホームページ等を通じて広く市民に公開し、新しいタイプの小・中一貫校の教育活動に関する説明責任を果たす。

学校評価の充実と結果の公表

小・中一貫校の教育の成果と課題を明確にするために、教職員の自己評価、保護者や地域の方々による外部評価に加え、第三者機関による評価を行い、その結果を学校便りやホームページで公表する。また、その結果に基づき、校長は次年度の学校経営計画により、改善のための方針を明確にする。

1 学校施設整備 《資料編27～35頁参照》

小・中一体型一貫校の整備に当たっては、経費節減の観点から既存校舎を最大限に活用することを前提として改修し、市立第四小学校と市立第二中学校との中央に両校の接続棟を整備する。

また、小・中一貫校の「教育目標」及び「特色」を実現するとともに、選択制の趣旨を踏まえ、魅力ある施設の整備は教育環境の面から極めて重要である。このことから、両校の校庭を一体的な校庭とするため、既設の体育館及びプールを統合し、新たに体育館、プール（テニスコートを含む。）を整備する。

さらに、整備後の体育館及びプール（テニスコートを含む。）については、学校利用以外は一般開放を前提とすることから、一般開放利用者や学校への来客者専用の駐車場を整備する。

教室等の整備（配置）

普通教室

既存の教室の広さ等を考慮し、市立第四小学校側に小学校低学年1～4年生（1・2年生は2階、3・4年生は3階）を配置し、小学校高学年の5・6年生及び中学生（7～9年生）は市立第二中学校側（5・6年生は4階、7・8年生は3階、9年生は2階）に配置する。

特別教室

理科室、音楽室、図工室、美術室等の特別教室については、小・中学校の教育課程に配慮し、複数整備する。

改修経費の縮減を図るため、既存の水周り・防音設備等の改修は最小限にとどめ、利用できるよう配置する。

職員室

小・中学校の校種を超えた日常的な情報交換・連携を図るため、小・中学校全教職員が一同に会せる職員室として整備する。

緊急時等の迅速な対応が図れるよう校舎の中央に配置する。

事務室

正面玄関が1階であることと小・中一貫校としての管理や来校者への案内業務における利便性を考慮し、正面玄関横の1階に配置する。

エレベーター

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）等の規定に準拠し、正面玄関奥に整備する。

学校図書館

全児童・生徒が同一館内で閲覧可能となるスペースを確保し整備する。

体育館

半地下を武道場、その上に従来利用形態の重層構造型体育館を市立第四小学校校庭に新規に建設する。

一般開放を前提とした、トイレ・更衣室・事務室等を配置する。

校舎からの連絡通路を設置する。

プール

一般開放を前提として、市立第四小学校及び市立第二中学校のプールを1つにするという考え方（市立第四小学校・市立第二中学校のプールの統廃合）で市立第四小学校校庭に室内型温水プールを新規に建設する。

2.5m用、1.5m用の2種類のプールを整備し、学校利用以外は一般開放用としての利用に供する。

なお、1.5m用は低学年用として使用する。

2.5m用の床は水深を自動で調整できる可動式とし、1つのプールで小学校の中学年児童から中学生までが利用できるプールとする。

テニスコート

一般開放を前提として、室内型温水プールの上にテニスコートを新規に整備する。

校庭の利用方法

市立第四小学校の校庭

体育館、プール、テニスコートを整備し、それ以外の部分については、環境教育の生きた教材として活用することや夏季における照り返しや気温上昇抑制並びに低学年の子どもたちが野外で遊ぶ機会を増やすなど、教育上・環境保全上の観点から芝生の校庭（50mの短距離走が可能なもの）として整備する。

なお、ブランコ、鉄棒等の遊具を設置する。

市立第二中学校の校庭

児童生徒共有の1周200mのトラックと100mの短距離走が可能な運動場として整備し、使用する。

冷暖房設備及び校内LAN

全ての教室に整備する。

ただし、冷暖房設備については、温度保持工事（暖房工事）を市立第二中学校では平成11年度に、市立第四小学校では平成17年度にそれぞれ国庫補助対象事業で実施しているため、補助金の関係について検討する必

要がある。

その他施設

コミュニティ関係施設

コミュニティ・ルーム

地域と学校との連携・強化を図るため、地域活動の拠点となる場所(地域の打合わせや会議に利用する場所)を設置する。

体験学習室

地域の特色を生かした体験学習が行えるスペースを設置する。

放課後子ども教室

教育ボランティア室、放課後の子どもの居場所となるプレイルーム、自学自習のできる学習室を設置する。

和室(琴教室)

子どもの豊かな心を育むため、日本の伝統文化に親しめるよう和室を整備し、現在市立第四小学校で行われている琴教室等を開ける場所としての利用を図る。

ランチルーム

異学年の児童・生徒と一緒に食事が取れるランチルーム(2教室分のスペース)を市立第四小学校3階に配置する。

メモリアルルーム

市立第四小学校、市立第二中学校の卒業生や愛着を持つ保護者並びに住民へ配慮し、中央接続棟3・4階に整備する。

スクールバスの整備

小・中一貫校の学区域は本市全域を認めるものとするため、距離的に遠い地域に居住する児童・生徒の通学手段が課題となる。そのため、市内循環バスや路線バスなどの公共交通機関の利用を認め、利用した場合に定期代の一部を補助することを前提に、補助基準等について、今後検討することとする。

なお、スクールバスの導入については、運行経費等課題もあることから、現段階では導入しないものとする。

駐車場の整備

体育館・プール・テニスコートは一般開放を前提とし、市立第四小学校の校庭の南側に一般開放利用者と学校への来客者用の駐車場を整備する。

車での来校者のために、駐車場から正面玄関までの通路を設置する。

その他検討事項

校歌、校章、標準服、幼(保)・小・中学校の連携及び学校運営協議会等については、今後検討することとする。

2 施設整備及び事業費

施設整備計画の概要

施設整備

種 類	構 造	面 積	備 考
校 舎	市立第四小学校	鉄筋コンクリート造	4,654 m ²
	市立第二中学校	鉄筋コンクリート造	4,963 m ²
	中央接続棟	鉄筋コンクリート造	465 m ²
	小 計		10,082 m ²
体 育 館	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	2,938 m ²	ドライエリア 面積 73 m ²
プ ー ル	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	1,540 m ²	
合 計		14,560 m ²	

外構整備

種 類	工 種	面 積	備 考
市立第四小学校校庭	芝 生	2,320 m ²	38 × 50、28 × 15
市立第二中学校校庭	ダスト舗装	8,540 m ²	85.4 × 100
中央接続棟玄関通路	アスファルト舗装	240 m ²	3 × 80
駐車場	アスファルト舗装	1,800 m ²	100 × 18
合 計		12,900 m ²	

事業費

(単位：千円)

種 類	事業費(税込)	備 考
工 事 費	2,315,000	
設 計 費	55,000	
工事監理費	30,000	
合 計	2,400,000	
国庫補助金	690,000	防衛施設庁 140,000 文部科学省 550,000
起 債	880,000	(国庫補助対象事業費 - 国庫補助金) × 75%
一 般 財 源	830,000	平成19年から平成21年までの総額

事業費については、あくまでも概算である。

開校までのスケジュール

項 目	19年度												20年度												21年度												22年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
説明会・実施計画等	学校関係者への周知等												<随 時>																													
	保護者等への説明会等の開催												<随 時>																													
	実施計画中間報告書																																									
	実施計画の策定																																									
カリキュラム導入計画	各教科・領域等部会による検討及びカリキュラム作成																																									
	カリキュラムの試行及び修正(四小・二中)																																									
	カリキュラム実施																																									
施設整備計画	実施設計委託(建築確認申請含む)																																									
	補助金等申請事務(防衛・文科省)																																									
	全体工事発注																																									
	四小体育館・プール・渡り廊下解体工事																																									
	プール・体育館・中央接続棟建築																																									
	四小・二中校舎改修																																									
	駐車場整備																																									
	芝生整備・通路整備(駐車場から玄関)																																									
	二中体育館・プール解体工事																																									
	二中校庭整備																																									
	工事完了																																									
	開 校																																									

資料編

1 学校施設整備資料

教室等の整備（配置）

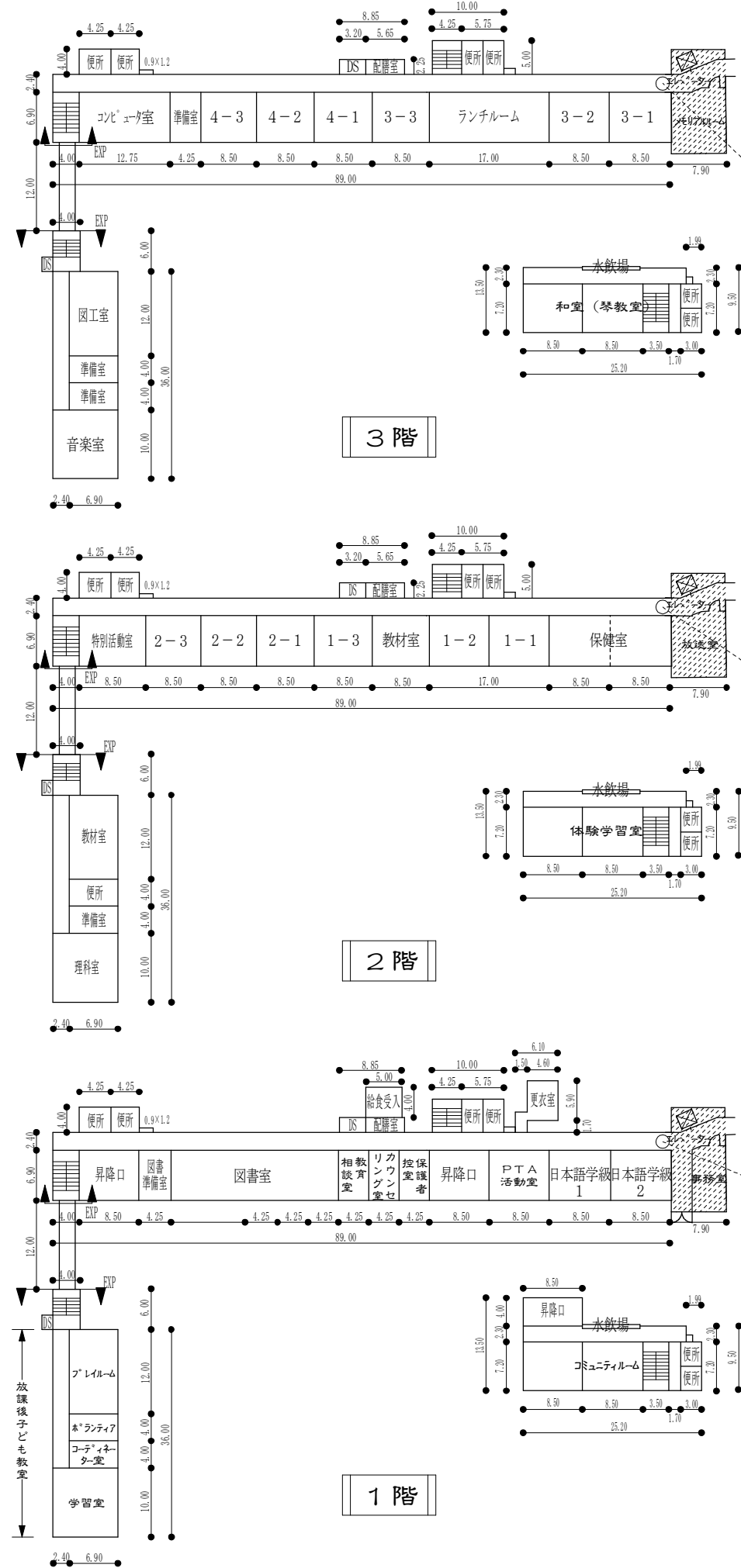
普通教室等

教室等		市立四小学校		市立二中学校		中央接続棟	
普通教室等	1 学年	3 クラス	2 階				
	2 学年	3 クラス	2 階				
	3 学年	3 クラス	3 階				
	4 学年	3 クラス	3 階				
	5 学年			3 クラス	4 階		
	6 学年			3 クラス	4 階		
	7 学年			4 クラス	3 階		
	8 学年			4 クラス	3 階		
	9 学年			4 クラス	2 階		
	日本語学級	2 クラス	1 階				
	特別支援教室			2 (準備・更衣等 3)	2 階		
特別教室	理科室	1 (準備室 1)	2 階	2 (準備室 1)	3 階		
	音楽室	1 (準備室 1)	3 階	2 (準備室 1)	4 階		
	図工・美術室	1 (準備室 1)	3 階	2 (準備室 1)	1 階		
	家庭科室			2 (準備室 1)	1 階		
	技術室			2 (準備室 1)	1 階		
	図書室	1 (準備室 1)	1 階				
	視聴覚室			1 (準備室 1)	2 階		
	コンピュータ室	1 (準備室 1)	3 階	1 (準備室 1)	3 階		
校長室			1	2 階			
職員室			1	2 階			
事務室					1	1 階	
保健室	1	2 階					
教材室	2	2 階	1	3 階			
資料室			1	1 階			
特別活動室	1	2 階					
ランチルーム	1	3 階					
放送室					1	2 階	

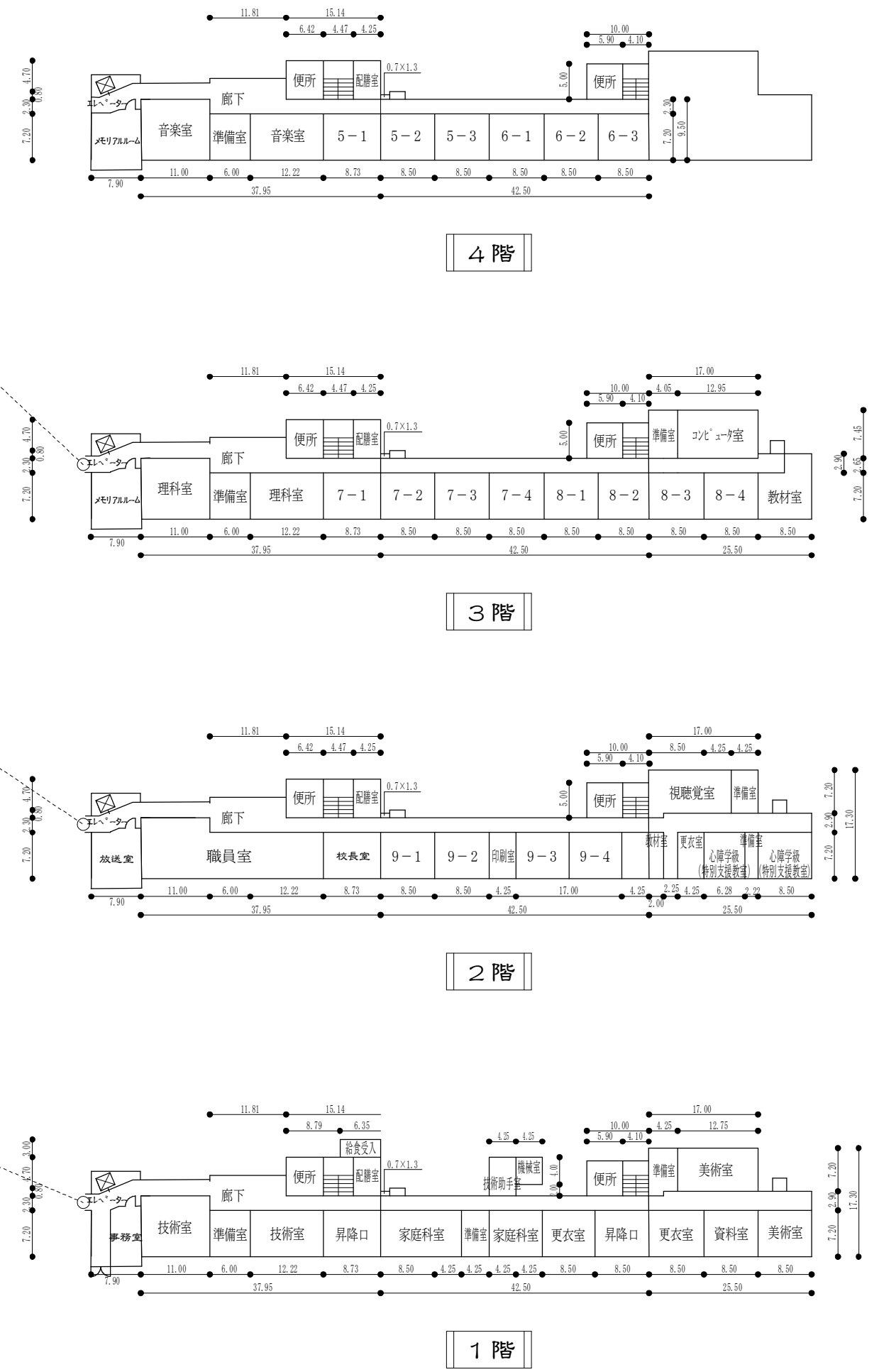
教室等	市立四小学校		市立二中学校		中央接続棟	
印刷室			1	2階		
技術助手室			1	1階		
更衣室	1	1階	2	1階		
メモリアルルーム					2	3・4階

各種目的教室等

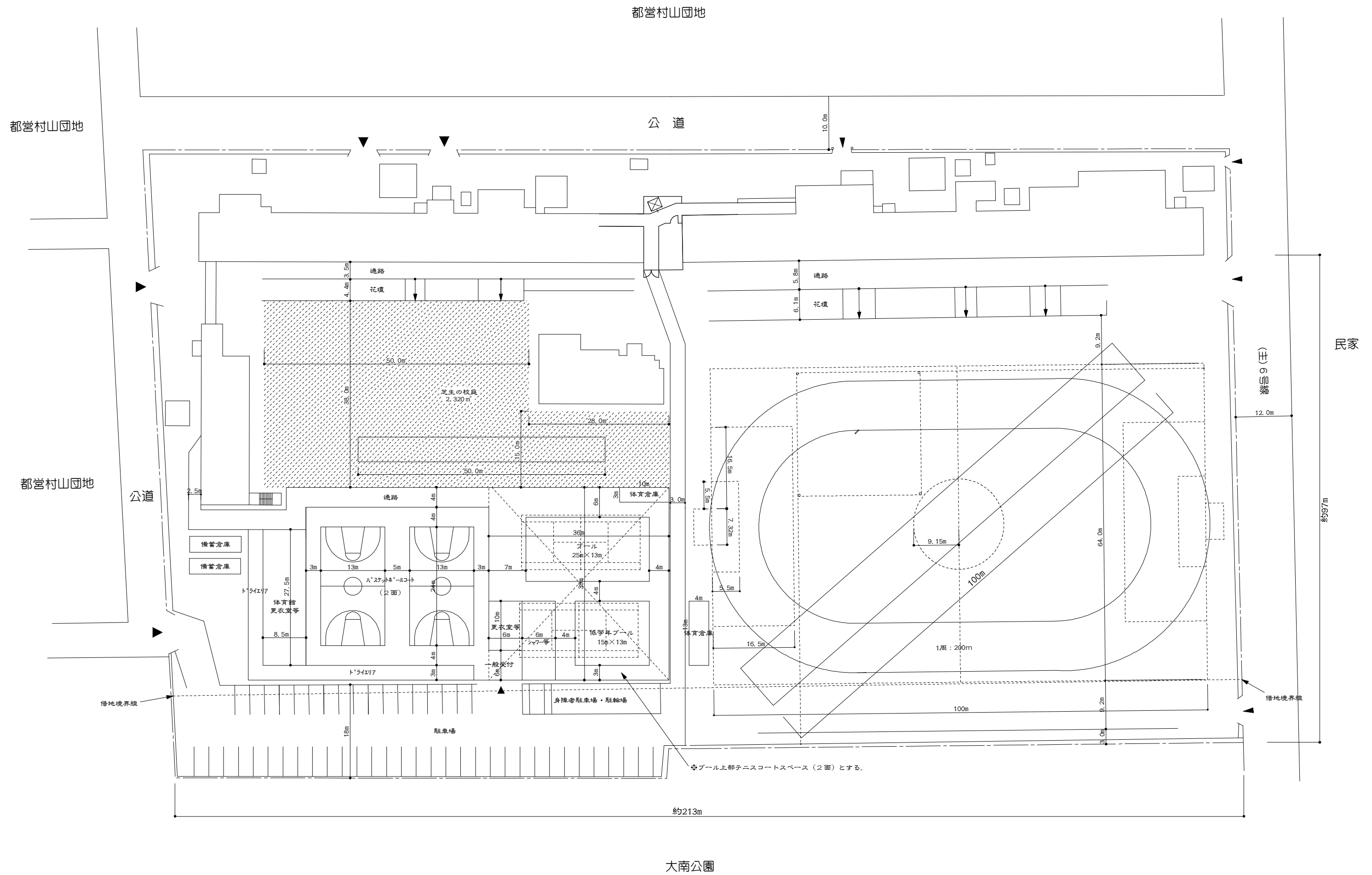
教室等		市立四小学校		市立二中学校		中央接続棟	
各種目的教室	教育相談室	1	1階				
	カウンセリング室	1	1階				
	保護者控室	1	1階				
	P T A活動室	1	1階				
放課後子ども教室	プレイルーム	1	1階				
	ボランティア室	1	1階				
	コーディネーター室	1	1階				
	学習室	1	1階				
体験学習棟	コミュニティールーム	東側特別棟 1	1階				
	体験学習室	東側特別棟 1	2階				
	和室(琴教室)	東側特別棟 1	3階				



第四小学校



第二中学校



都営村山団地

公道

10.0m

第四小学校

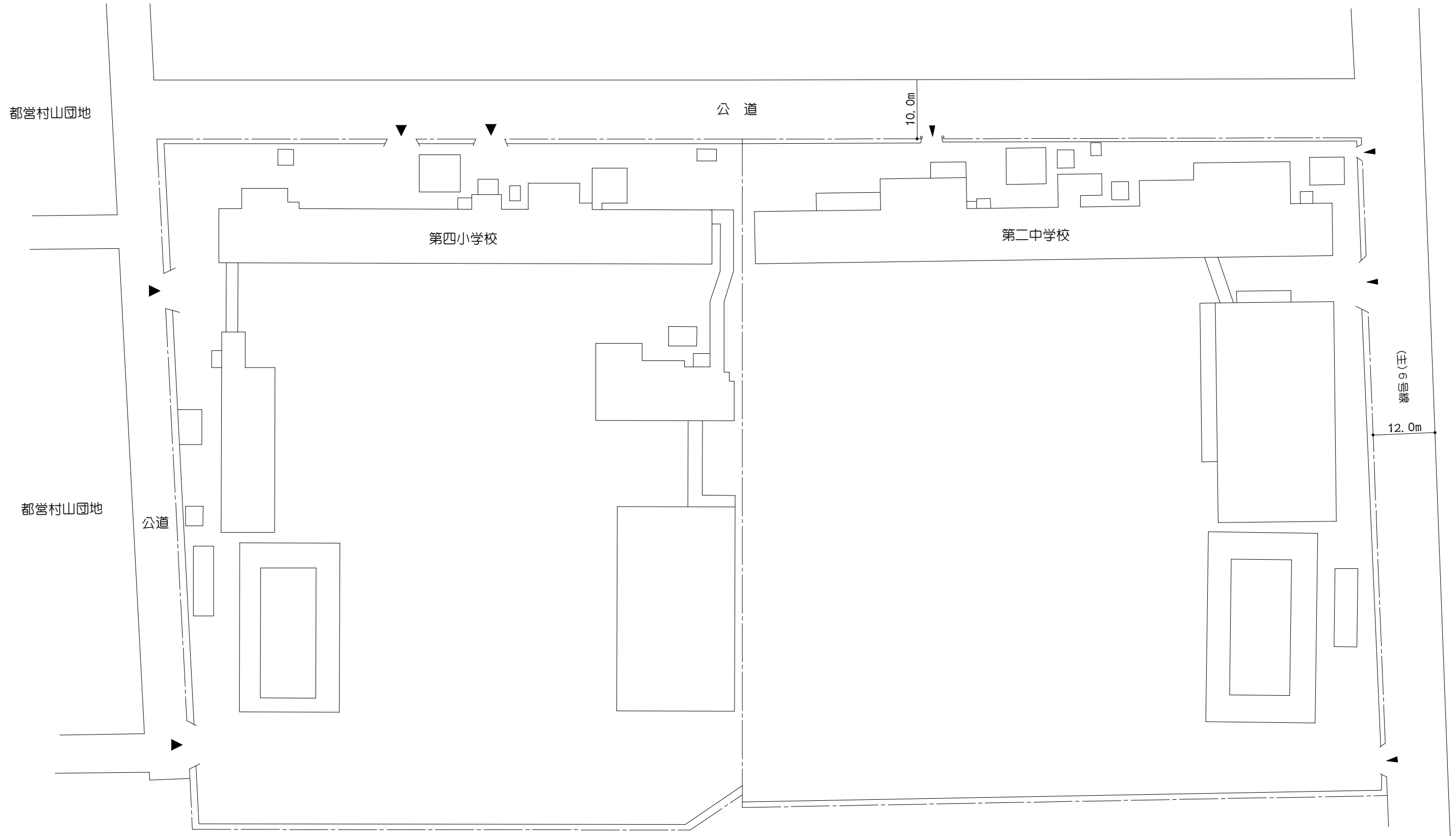
第二中学校

(注) 6号線

12.0m

民家

大南公園



2 その他関係資料

小学校及び中学校に係る一般的基準と補助基準等

区分	小学校		中学校	
	一般的基準	補助基準等	一般的基準	補助基準等
学校の設置	教育上適切な環境に定める。 (学教法施行規則1条2項)	通学距離がおおむね4km以内。 (施設費国庫負担法施行令4条1項2号)	教育上適切な環境に定める。 (学教法施行規則1条2項)	通学距離がおおむね6km以内。 (施設費国庫負担法施行令4条1項2号)
学校規模	12～18学級を標準。 (学教法施行規則17条) 分校は5学級以下。 (学教法施行規則18条)	おおむね12～18ないし24学級。 (施設費国庫負担法施行令4条)	12～18学級を標準。 (学教法施行規則17条、55条) 分校は2学級以下。 (学教法施行規則18条、55条)	おおむね12～18ないし24学級。 (施設費国庫負担法施行令4条)
学級編制	1学級40人以下を標準。 (学教法3条)	1学級40人。 (標準法3条2項)	1学級40人以下を標準。 (学教法3条)	1学級40人。 (標準法3条2項)
教職員	校長、副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員を置く。 (学教法28条)	学校規模等に応じて、校長、副校長、教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員等の定数の標準を定めている。 (標準法6条、7条) 標準的な教諭数。 (標準法6条、7条)	校長、副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員を置く。 (学教法28条)	学校規模等に応じて、校長、副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数の標準を定めている。 (標準法6条、7条) 標準的な教諭数。 (標準法6条、7条)

区分	小学校		中学校	
	一般的基準	補助基準等	一般的基準	補助基準等
施設	<p>学校の目的を実現するために必要な校地校舎、運動場、図書館、保健室の設置。 (学教法施行規則1条1項)</p>	<p>学校規模に応じて校舎等の必要最低面積(国庫補助限度面積)を定めている。 (施設費国庫負担法施行令7条) 〔例〕 12学級 校舎 3,881 m² 屋内運動場 919 m²</p>	<p>学校の目的を実現するために必要な校地校舎、運動場、図書館、保健室の設置。 (学教法施行規則1条1項)</p>	<p>学校規模に応じて校舎等の必要最低面積(国庫補助限度面積)を定めている。 (施設費国庫負担法施行令7条) 〔例〕 12学級 校舎 5,129 m² 屋内運動場 1,138 m²</p>
設備・教材	<p>学校の目的を実現するために必要な校具の設置。 (学教法施行規則1条1項)</p>	<p>学校規模に応じ標準的に必要とされる教材の品目(367品目)数値を示している。 (通知) 理科教育、算数教育に必要な設備について定めている。 (理科教育振興法施行令2条等)</p>	<p>学校の目的を実現するために必要な校具の設置。 (学教法施行規則1条1項)</p>	<p>学校規模に応じ標準的に必要とされる教材の品目(317品目)数値を示している。 (通知) 理科教育、算数教育に必要な設備について定めている。 (理科教育振興法施行令2条等)</p>

〔注〕学教法

学校教育法

施設費国庫負担法

義務教育諸学校施設費国庫負担法

標準法

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

平成18年度児童・生徒数及び学級数の状況

平成18年5月1日現在

1 小学校

区分	学 級 数									在 籍 者 数								備 考	
	通常学級							心障学級等	合計	通常学級						心障学級	合計		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計			1年	2年	3年	4年	5年	6年				小計
第一小学校	2	2	2	2	2	2	12	3	15	2	2	4	2	2	2	14	14	386	知的障害・情緒障害(杉の子学級)
										64	59	57	59	64	69	372			
第二小学校	2	2	2	2	2	3	13		13	65	69	79	71	70	87	441		441	
第三小学校	2	3	2	3	2	2	14		14	59	81	65	83	67	54	409		409	
第四小学校	1	2	2	2	1	2	10	1	11	35	49	42	49	37	54	266		266	日本語学級(通級)
第七小学校	3	3	3	3	3	3	18		18	115	96	106	113	97	103	630		630	
第八小学校	2	2	2	2	3	3	14		14	70	71	77	69	82	81	450		450	
第九小学校	2	2	2	2	2	2	12	3	15	67	54	63	53	59	55	351		351	難聴 1、言語 2 (通級)
第十小学校	4	4	4	4	4	3	23		23	138	124	136	129	122	118	767		767	
雷塚小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	14		1	2	2	2	2	9	9	408	知的障害・情緒障害(ひまわり学級)
										65	65	63	69	68	69	399			
小学校計	20	22	21	22	21	22	128	9	137	2	3	6	4	4	4	23	23	4,108	
										678	668	688	695	666	690	4,085			

在籍者数の二段書き上段は心障学級の児童・生徒数であり外数

2 中学校

区分	学 級 数						在 籍 者 数						備 考
	通常学級				心障学級	合計	通常学級				心障学級	合計	
	1年	2年	3年	小計			1年	2年	3年	小計			
第一中学校	5	5	5	15	2	17	1	2	6	9	9	555	知的障害学級(1組)
							194	175	177	546			
第二中学校	1	2	2	5	1	6	4	1	3	8	8	141	知的障害学級(10組)
							39	45	49	133			
第三中学校	2	3	2	7		7	77	92	74	243		243	
第四中学校	4	4	4	12		12	138	145	129	412		412	
第五中学校	5	5	6	16		16	177	198	203	578		578	
中学校計	17	19	19	55	3	58	5	3	9	17	17	1,929	
							625	655	632	1,912			

在籍者数の二段書き上段は心障学級の児童・生徒数であり外数

3 難聴学級通級児童数(第九小学校)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	-	2	-	1	2	1	6

4 言語学級通級児童数(第九小学校)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	-	9	8	7	2	4	30

5 日本語学級通級児童数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	2	5	-	4	4	2	17

3 武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会

武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会設置要綱

平成18年5月22日

武蔵村山市教育委員会訓令(乙)第18号

(設置)

第1条 武蔵村山市立の小・中一貫校を設置するための基本となる計画(以下「小・中一貫校基本計画」という。)を策定するため、武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、小・中一貫校基本計画の原案を策定し、武蔵村山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する1人の者

企画財政部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、同部生涯学習担当部長、同部指導主事、同部教育総務課長及び同部教育総務課教育施設担当課長の職にある者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は前条第2項第1号に掲げる者である委員を、副委員長は同項第2号に掲げる者のうち教育部長の職にある者である委員をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(部会)

第7条 策定委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める小・中一貫校基本計画の原案の策定に係る専門的事項を調査研究させる。

施設整備等検討部会 小・中一貫校の運営及び施設の整備に関すること。

カリキュラム作成部会 小・中一貫校のカリキュラムの立案に関すること。

2 前項各号に掲げる部会は、それぞれ部会長、副部会長1人及び部員若干人をもって組織する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 副部会長は、当該部会の部会長を補佐し、当該部会長に事故があるとき、又は当該部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 施設整備等検討部会の部会長は策定委員会の副委員長を、副部会長は策定委員会の委員のうち教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

6 施設整備等検討部会の部員は、次に掲げる者をもって充てる。

策定委員会の委員のうち教育部学校教育担当部長、同部指導主事及び同部教育総務課教育施設担当課長の職にある者

企画財政部財政課長

教育部教育総務課及び同部教育指導課に属する主査のうちからそれぞれの課の長が指名する1人の者

7 カリキュラム作成部会の部会長は策定委員会の委員長を、副部会長は武蔵村山市立第四小学校の校長をもって充てる。

8 カリキュラム作成部会の部員は、次に掲げる者をもって充てる。

策定委員会の委員のうち教育部学校教育担当部長及び同部指導主事の職にある者

武蔵村山市立第四小学校の副校長及び教務主任

武蔵村山市立第二中学校の校長、副校長及び教務主任

9 部会の会議は、当該部会の部会長が招集する。

10 部会は、当該部会に属する部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

11 部会の議事は、出席した当該部会の部員の過半数で決し、可否同数のときは、当該部会の部会長の決するところによる。

12 部会は、当該部会の所掌事項に係る調査研究が終了したときは、その結果を策定委員会に報告しなければならない。

13 部会長、副部会長及び部員の任期は、当該部会に係る前項の規定による報告

の終了をもって満了する。

(分科会)

第8条 カリキュラム作成部会は、総合的学習能力の育成を目的とした検討を行わせるため、その定めるところにより分科会を置くことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会及び施設整備等検討部会の庶務は教育部教育総務課において、カリキュラム作成部会の庶務は教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか策定委員会及び部会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会検討経過

回	開催期日	主な検討事項等
1	平成18年5月25日(木)	策定委員会設置の趣旨説明について 小・中一貫校に係る検討経過について 今後の進め方について
2	平成18年12月1日(金)	専門部会(カリキュラム作成部会及び施設整備等検討部会)からの中間報告について
3	平成19年2月8日(木)	基本計画の原案について

武蔵村山市立小・中一貫校基本計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
委員長	古 藤 泰 弘	星槎大学教授
副委員長	清 野 和 祐	教育部長
委 員	福 島 真 人	企画財政部長
委 員	池 田 信 也	教育部学校教育担当部長
委 員	加 藤 悦 孝	教育部生涯学習担当部長
委 員	池 谷 敏 久	教育部教育総務課長
委 員	木 崎 二三男	教育部教育総務課教育施設担当課長
委 員	小 寺 康 裕	指導主事
委 員	飯 島 博 之	指導主事

カリキュラム作成部会検討経過

種 別	開催期日	主な検討事項等
部会長・事務局連絡会	平成 18 年 4 月 27 日 (木)	組織及び年間作業計画について カリキュラム作成のための視点について
第 1 回作成部会	5 月 25 日 (木)	組織及び年間作業計画について カリキュラム作成のための 4 つの視点 分科会の進め方について 講演 「小・中一貫校カリキュラム作成の ための 4 つの視点について」 部会長 古藤 泰弘 先生
合同分科会	7 月 6 日 (木)	分科会年間計画について 各分科会における育成の目標 児童・生徒に身に付けさせたい力
第 2 回作成部会	7 月 11 日 (火)	分科会の経過報告 カリキュラム作成の方向について 分科会協議
言語力分科会	9 月 14 日 (木)	「言語力」育成カリキュラムにおいて身に 付けさせる力について
第 3 回作成部会	9 月 19 日 (火)	各分科会より「身に付けさせる力」 提案・検討
事務局連絡会	9 月 29 日 (金)	カリキュラム一覧表について
言語力分科会	10 月 19 日 (木)	「言語力」育成カリキュラムにおいて身に 付けさせる力について

種 別	開催期日	主な検討事項等
事務局連絡会	10月25日(水)	カリキュラム一覧表について
心の教育分科会	11月1日(水)	「心の教育」カリキュラムにおいて身に付けさせる力について
言語力分科会	11月6日(月)	「言語力」育成カリキュラムについて
心の教育分科会	11月11日(金)	「心の教育」カリキュラムについて
キャリア教育分科会	11月13日(月)	「キャリア教育」カリキュラムについて
言語力分科会	11月15日(水)	「言語力」育成カリキュラムについて
心の教育分科会	11月17日(金)	「心の教育」カリキュラムについて
情報教育分科会		「情報教育」カリキュラムについて
キャリア教育分科会	11月22日(水)	「キャリア教育」カリキュラムについて
部会長・事務局連絡会	11月28日(火)	各分科会カリキュラムの方向性について
第4回作成部会	12月1日(金)	各分科会よりの提案・検討 部会長よりの指導
部会長・事務局連絡会	12月22日(金)	各分科会カリキュラムについて
部会長・事務局連絡会	平成19年 1月25日(木)	各分科会カリキュラムについて
心の教育分科会	2月5日(月)	「心の教育」カリキュラム案の報告に向けて
情報教育分科会		「情報教育」カリキュラム案の報告に向けて
言語力分科会	2月6日(火)	「言語力」育成カリキュラム案の報告に向けて
キャリア教育分科会		「キャリア教育」カリキュラム案の報告に向けて
第5回作成部会	2月8日(木)	各分科会よりの報告 部会長よりの指導
教育研究発表会	2月20日(火)	小・中一貫校カリキュラム部会審議経過報告(各分科会より)
事務局連絡会	3月6日(火)	基本カリキュラム報告書確認

カリキュラム作成部会部員等名簿

部会部員

区 分	氏 名	職 名
部会長	古 藤 泰 弘	星槎大学教授
副部会長	山 本 秀 年	前第四小学校長（平成18年8月まで）
	小 林 政 雄	第四小学校長（平成18年9月から）
部 員	橋 本 和 博	第二中学校長
部 員	神 成 真 一	第二中学校副校長
部 員	高 木 一 幸	第四小学校副校長
部 員	宗 像 宏 中	第二中学校主幹（教務主任）
部 員	山 田 宏	第四小学校教諭（教務主任）
事務局	池 田 信 也	教育部学校教育担当部長
事務局	小 寺 康 裕	指導主事
事務局	飯 島 博 之	指導主事
事務局	秋 元 誠 二	教育部教育指導課主査

分科会委員

区 分	氏 名	職 名
言語力 分科会	川 畑 庄 二	第三小学校副校長
	宗 像 宏 中	第二中学校主幹（教務主任）
	小 寺 康 裕	指導主事（事務局）
情報 リテラシー 分科会	山 田 宏	第四小学校教諭（教務主任）
	関 屋 裕 之	第四中学校主幹（進路指導主任）
	飯 島 博 之	指導主事（事務局）
キャリア 教育 分科会	高 木 一 幸	第四小学校副校長
	和 田 薫	第二中学校主幹（進路指導主任）
	飯 島 博 之	指導主事（事務局）
心の 教育 分科会	神 成 真 一	第二中学校副校長
	小 山 昭 夫	第四小学校教諭
	小 寺 康 裕	指導主事（事務局）

施設整備等検討部会検討経過

回	開催期日	主な検討事項等
1	平成18年 6月30日(金)	検討方針について 学校規模について
視察	7月4日(火)	先進校視察(品川区立日野学園)
2	7月18日(火)	職員室及び教室の配置について
3	7月21日(金)	特別教室等の配置について
4	8月28日(月)	市立第四小学校及び市立第二中学校視察 教室等の配置について
5	9月15日(金)	視察(市立第四小学校及び市立第二中学校)結果を踏まえ、教室等の配置を再検討 校庭、体育館、プールについて
6	11月1日(水)	校庭、体育館、プールについて その他整備について
視察	11月10日(金)	体育館及び温水プール視察(武蔵野市立第四中学校)
7	11月14日(火)	視察(武蔵野市立第四中学校)結果を踏まえ、 体育館・プールについて再検討 市立第四小学校の校庭の利用方法について その他整備について
8	11月27日(月)	市立小・中一貫校施設整備等検討部会の検討報告(中間のまとめ)について
9	平成19年 1月26日(金)	市立小・中一貫校施設整備等検討部会の検討報告について

施設整備等検討部会部員名簿

区 分	氏 名	職 名
部 会 長	清 野 和 祐	教育部長
副部会長	池 谷 敏 久	教育部教育総務課長
部 員	池 田 信 也	教育部学校教育担当部長
部 員	小 寺 康 裕	指導主事
部 員	飯 島 博 之	指導主事
部 員	木 崎 二三男	教育部教育施設担当課長
部 員	宮 崎 和 雄	企画財政部財政課長
部 員	高 尾 典 之	教育部教育指導課主査
部 員	奥 住 博	教育部教育総務課施設担当主査